

# 千種高校校則

## 1 生徒指導の重点

- (1) 規律ある生活態度の養成
- (2) 豊かな人間性の育成と教職員、生徒相互の心の交流
- (3) 個性の伸長と同時に集団生活による社会性のかん養
- (4) ホームルーム活動の充実と健全な生徒会の育成

## 2 生徒心得

### 通学

- (1) 健全な学校生活は、規則正しい登校から始まる。予鈴までに登校すること。
- (2) 始業、下校時刻  
(始業) 予鈴 8:15 本鈴 8:25  
(完全下校) 18:30
- (3) 交通規則を守り、安全に登下校すること。
- (4) バス等を利用するものは、車中でのマナーを守ること。

### 部活動

- (1) 部活動の練習時間は以下の通り定める。  
練習終了時間 18:00 完全下校 18:30 (通年)
- (2) 考査前・考査中の練習について  
考査7日前からと考査中の練習及び練習試合は禁止する。ただし、考査終了日から2週間以内に公式戦がある部活動は申請すれば練習を許可する。

### 校内生活

- (1) 下校時までは許可なく外出しないこと。外出するときは「外出許可証」をもらい、帰校後返却する。
- (2) 外来者、先生、友人に挨拶をしよう。
- (3) 貴重品の保管は各自で責任をもつこと。
- (4) 更衣は所定の場所で行うこと。
- (5) 校内の施設、設備、備品は公共物として大切に取り扱い、整理整頓、清潔に心がけること。校舎、校具を破損したときは担任に届け出ること。その場合弁償を原則とする。
- (6) 清掃当番は責任をもって担当区域の清掃を行うこと。
- (7) 学習に不必要なものは持ち込まない。
- (8) 携帯電話は校内では電源を切り、鞆に保管する。

- (9) 教室を部活動等で利用するときは、許可を得ること。
- (10) ipadの使用ルールについては別途定める。(決定次第通知)
- (11) 部活動以外の時間に部室を使用しない。

### 校外生活

- (1) 公衆道徳を守り他人に迷惑をかけない。
- (2) 高校生が入場を禁止されている場所には出入りしないこと。
- (3) 飲酒、喫煙、無断外泊はしない。
- (4) 旅行等は原則として、保護者が承認したものに限る。旅行届を学校に提出すること。
- (5) アルバイトは原則出来ない。経済面・成績・職種・時間帯等の条件を満たす者に限る。

## 3 服装規程

(目的)

第1条 本校生徒の制服を指定し、清楚さと清潔さを保ち、健康的な生徒の育成を図ると共に本校生徒としての自覚を高め、教育目標達成のために規程を定める。

(更衣の時期)

第2条 更衣の時期は下記のとおりとする。ただし、必要に応じ移行期間を設ける。

- 1. 冬服は10月21日から5月31日までとする。
- 2. 合服は6月1日から6月20日まで、10月1日から10月20日までとする。
- 3. 夏服は6月21日から9月30日までとする。

(服装)

第3条 服装は、流行に左右されず、いつも高校生らしく質素清潔なものを着用すること。故意の汚損、変形や無用の装飾はしない。特別の事情のあるときは異装届を提出し許可を受けること。

#### 1. 男子

(1) 制服

- ①冬服 本校指定のブレザー、スラックス、カッターシャツ、ネクタイ、セーターを着用する。
- ②合服 本校指定のベスト・ネクタイを着用する。
- ③夏服 本校指定の半袖白色カッターに指定のズボンを着用する。

(2) 頭髪 高校生らしく端正なものとする。(パーマ、染色など技巧をこらさないこと)

#### 2. 女子

(1) 制服

①冬服 本校指定のブレザー、スカート、スラックス、ブラウス、ネクタイ、セーターを着用する。

②合服 本校指定のベスト・ネクタイを着用する。

③夏服 本校指定の半袖白色ブラウスに指定のスカートを着用する。

(2) 髪型 高校生らしく清楚なものとする。(パーマ、染色など技巧をこらさないこと)

### 3. 男女共通

(1) 登下校並びに学校行事に参加するときは、必ず制服を着用する。

(2) 校舎内では本校指定の上履きを使用する。

(3) 鞆は指定しないが、華美でないものを使用する。

(4) 登校靴は指定のものはないが、安全で高校生らしいものを使用する。

(5) 下着の色は華美でないものとする。

### 4. その他

(1) 体育及び部活動の服装は別に指示する。

(2) 特別な事情があって、規定以外の服装等を着用する必要があるときは、担任を通じて生徒指導部に届ける。

(3) 化粧、ピアス、指輪等の装飾品は身につけないこと。

(4) マナー違反や校則違反、反社会的行為、非社会的行為を行った者には、その状況に応じて指導を行う。

## 4 その他

(1) 在学中に成年年齢を迎えた者については、在籍期間中は本校の校則に従って生活するものとする。